

# 委託契約書(案)

委託者地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪母子医療センター(以下「甲」という。)と受託者〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、大阪母子医療センター建替基本設計業務について次のとおり契約する。

## (契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- 1 契約内容 大阪母子医療センター建替基本設計業務(以下「委託業務」という。)
- 2 契約金額 金 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円  
(うち消費税及び地方消費税額 金 〇〇〇,〇〇〇円を含む。)
- 3 契約期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- 4 納品場所 地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪母子医療センター  
新病院整備グループ
- 5 業務仕様 別紙仕様書による
- 6 契約保証金 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規定第26条第1項第3号  
により免除

## (権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

## (再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

## (秘密の保持等)

第4条 乙は、委託業務に関し、直接又は間接に知り得たことについて、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、委託業務に係る資料、データ等(以下「資料等」という。)を第三者のために転写し、又は閲覧させ、若しくは貸し出してはならない。
- 3 前2項の規定は、契約期間の終了後又は解除後においても同様とする。

## (目的外使用の禁止)

第5条 乙は、資料等を甲の委託業務以外に使用してはならない。

## (個人情報の保護)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

## (データの保護)

第7条 乙は、善良なる管理者の注意をもって、委託業務遂行に必要な次の各号に定めるものの維持管理にあたらなければならない。

- (1) 各種記憶媒体に記録されているデータ
- (2) データが記録されている帳票
- (3) 処理などに関するドキュメント及びプログラム

## (委託業務の処理方法)

第8条 乙は、この契約書に定めるもののほか、甲の提示する仕様書等に従い委託業務を履行しなければならない。

2 乙は、この契約書又は仕様書等に明示されていない事項であっても、委託業務の性質上必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で実施しなければならない。

(委託業務の評価と報告)

第9条 乙は、委託業務の状況について、定期的に甲に書面により報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告以外に、委託業務に関し、随時必要な報告を乙に対して求めることができるものとする。

(委託業務の完了期日)

第10条 乙は、甲が仕様書等で指定する項目を甲乙協議の上、定められた期日までに完了しなければならない。

(検査及び成果品の引渡し)

第11条 甲は、乙から対応項目の作業完了報告を受けたときは、速やかに検査を行なわなければならない。

2 乙は、甲が検査により適当と認めた対応項目(以下「成果品」という。)を実際の業務に反映させることにより引渡しを完了するものとする。

3 甲は、検査の結果不適当と認められるときは、乙に対し必要な措置を指示するものとし、乙はこれを受諾しなければならない。なお、措置に要する期間については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(委託料の支払い)

第12条 乙は、委託業務完了後、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出し、甲の検査に合格したのち、甲に対して適法な請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の適法な請求書を受領した日の翌月末までに支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による支払が遅れたとき当該未支払額につき前項に規定する支払期限の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(遅滞料)

第13条 乙の責めに帰する理由により、契約期間内に委託業務を完了することができないときは、契約期間後、委託業務を完了する見込みがあると甲が認めたときは、乙は遅滞料を附して履行期限を延長することができるものとする。

2 前項の遅滞料は、契約期間後の日数に応じ、契約金額の年3.0パーセントの割合で計算した金額とする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するものと認めたときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、この契約の目的が達せられないとき。

(2) この契約条項に違反したとき。

2 乙は、前項により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(事故発生時の報告)

第15条 乙は、業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、業務の処理に当たり、この契約及びこの契約に基づく甲の指示に違反して、甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

(委託業務の内容の変更)

第17条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府和泉市室堂町 840 番地  
地方独立行政法人大阪府立病院機構  
大阪母子医療センター  
総長 倉智 博久

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○

○ ○ ○ ○ ○ ○